

陳情第71号	受理年月日	平成30年3月8日
付託委員会	議会運営委員会	
件名	請願書及び陳情書の取り扱いについて	
要旨	<p>市議会に提出した請願書・陳情書は、文書表に書き直され、議会に付託されている。文書表が公的記録とされ、原本である請願書・陳情書は記録として残されていない。このことに大きな疑問を感じ続けている。</p> <p>請願や陳情を行う市民は、議員に伝えたいことや理解してほしいことを、心を込めて文章にまとめている。しかしながら、文書表はこの思いを十分に反映することなく短く抜粋され、又は表現を変えて作成されている。文書表の作成は、提出した当事者の了解を得ることなく行われており、文章執筆に伴って発生している著作権が侵害されていると思わざるを得ない対応である。</p> <p>北九州市議会が本陳情を受けとめて、市民を主権者とする議会運営に向かって歩を進めることを期待する。</p> <p>については、議会に付託する文書表は、請願書・陳情書の原文そのままとすること。なお、やむを得ず原文の一部を削除する場合や表記を変更する場合は、陳情者の了解を得ること。</p>	